



SEPA – Single Euro Payment Area

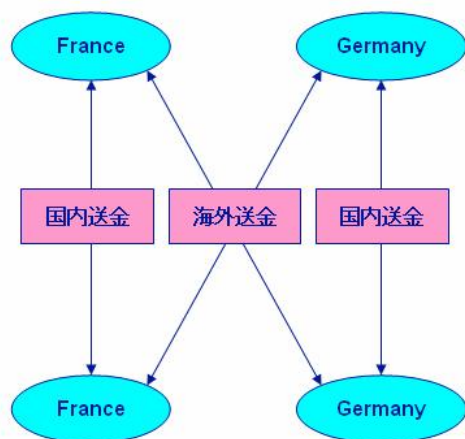
単一ユーロ支払地域

2008年1月28日(月)からSEPA口座振込がスタートします。

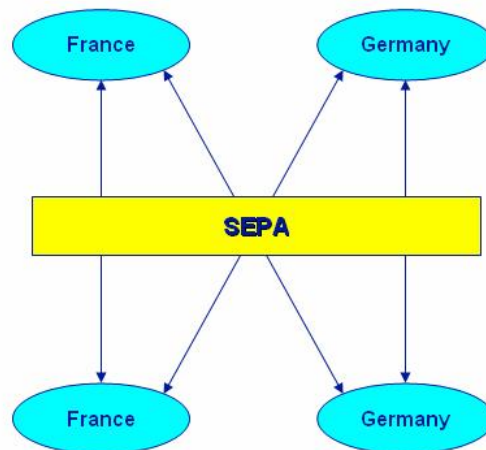
1. SEPA(Single Euro Payment Area) 概要

- n SEPAとは(EU加盟国 27国 / EEA(欧州経済地域) 3国 : アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェイ / スイス)において、国内/国外の区別なくユーロ建ての小口決済が行える地域のことをいいます。
- n 欧州の小口決済インフラを統合、ユーロ圏内の多様な決済規則を統一し、各国が同一の条件の中で競争性を高め、市場の透明性を高めることなどを目的としています。
- n SEPAでは今まで海外送金だったものも国内送金扱い並になります。
- n ユーロ建ての口座振込、口座引落し、カード決済は全て、SEPA決済の対象取引となります。

➤SEPA導入前



➤SEPA導入後



- n また、SEPAでは、送金フォーマットやデータ項目、送金手数料及び送金到着時限が、EPC(欧州決済協議会)が定めた規則に基づき、標準化されます。
- n SEPA口座振込は2008年1月28日から、SEPA口座引落しは2009年中に開始し2010年末を目処に導入完了予定となっています。



2. SEPA口座振込

- n 送金人が送金手続きを行った翌日迄に受取人の口座に資金が入金されるよう、2012年以降は義務付けられる予定です。(2012年迄は3営業日以内迄の入金が義務づけられています)
- n SEPA送金では、受取人に全額入金されます。(手数料差引無し)
- n SEPA送金では、銀行及び口座番号の識別を、BICコード及びIBANコードを利用します。また、送金の依頼人が送金指示書に入力したリファレンス情報(請求書番号等)は、受取人宛に確実に届けられるよう義務付けられています。

<ご参考>

BIC (Bank Identifier Code)

SWIFTによって銀行を特定する為に定めたコードです。8桁又は11桁のアルファベットと数字で構成されます。

IBAN (International Bank Account Number)

受取人が口座を保有する銀行の所在国、支店、口座番号を特定する最大34桁の番号です。外国送金のエラー削減、処理の迅速化およびコスト低減を主な目的として、欧州銀行協会と国際標準化機構 (ISO)により策定された規格です。現在、欧州域内ユーロ建送金について入金処理の迅速化を目的として、受取人口座番号へのIBANの記載が義務付けられています。

2007年1月より、SEPAに先駆け欧州域内ユーロ建送金についてBICコード及びIBANコードの記載を必須とするようEPCで決議されております。よって欧州向けの仕向送金につきましても、IBANやBICの情報のないユーロ送金は受取銀行が手数料を課す可能性があります。また入金が遅延や受取人銀行側で送金受取を拒否される可能性もございますのでご注意ください。

3. SEPA口座振込によるメリット

- n 送金手数料が安くなります。→ 国内外を問わず、送金手数料はSEPA送金手数料に一本化されます。
- n 支払決済までの時間が確約されます。→ SEPA口座振込であれば、必ず3営業日以内に、2012年以降は翌営業日迄に、受取人に資金を届ける事が可能になります。
- n 入金の照合が容易になります。→ SEPA送金であれば、受取人に全額入金されますので、中間手数料は掛かりません。また、BICコードやIBANコード、送金指示書に入力された請求書番号等のリファレンス情報等を利用して入金照合を行うことで、入金照合時間の短縮化を図れます。

4. SEPA導入開始に際して必要となる対応

- n BICコードとIBANコードの整備

例えば、

- お取引様向けの請求書に、貴社口座のBICコードとIBANコードを記載
- 人事システムに、海外赴任者の給与受取口座のIBANコードとBICコードを反映
- お取引先のBICコードとIBANコード情報の入手
- 貴社会計システムに、貴社口座及びお取引先口座に、BICコード、IBANコードを反映 等

- n SEPA導入に伴うオペレーションの合理化を検討

例えば、

- 標準化されたデータ項目や口座情報を利用した、照合作業効率化
- 汎欧州レベルで送金手数料、口座数の削減
- ペイメントファクトリー設置等、買掛金支払業務の集中化
- コレクションファクトリー設置等、売掛金回収業務の集中化 等

5. ドイツ銀行がSEPAでお役に立てること

- n ドイツ銀行は世界最大のユーロ決済銀行として、今後ともお客様にご満足いただけるよう、SEPAに対応した商品やサービスを積極的に提供していく予定です。
- n ドイツ銀行では、2008年1月28日から、SEPA送金のご指示、お受取共に利用出来ます。
- n ドイツ銀行はSEPAに直接加盟しておりますので、SEPA送金の利用に際し、SEPA専用口座を新たに作成する必要はございません。ドイツ銀行のお口座からは、SEPA送金、SEPA送金以外の双方のサービスを利用することが出来ます。
- n SEPAでは、現在各国でご利用頂いている送金依頼フォーマット(現地決済フォーマット)は、SEPAフォーマットに統一される予定です。弊行では、お客さまのご負担を少しでも減らせるよう、現地決済フォーマットからSEPAフォーマットへの変換をサポート致します。また、SEPA導入完了までの以降期間中は、従来の現地決済フォーマットも引き続きサポートいたします。
- n お客様のニーズに合った形で、SEPA決済を活用したソリューションをご提案します。



6. お問い合わせ

弊行では、SEPAIについてより詳しい資料をご用意しております。

SEPAIについてご不明な点がございましたら、以下の照会先までお問い合わせ下さい。

ドイツ銀行 東京支店

トランザクションバンキング・コーポレート部

セールスマネージャー 和田 朋子

電話番号: 03-5156-4238

E-mail: tomoko.wada@db.com

著作権表示©2008 ドイツ銀行東京支店

本書は情報の提供のみを目的として作成されたものです。本書中の情報は、当行において信頼できると考える情報源に基づいて作成していますが、当行は本書中の情報・意見等の公正性、正確性、妥当性、完全性等を明示的にも、黙示的にも一切保証するものではありません。かかる情報・意見等に依拠したことにより生じる一切の損害について、当行は一切責任を負いません。本書中の分析・意見等は、その前提が変更された場合には、変更が必要となる性質を含んでいます。本書中の分析・意見等は、金融商品、クレジット、通貨レート、金利レート、その他市場・経済の動向について、表明・保証するものではありません。また、過去の業績が必ずしも将来の結果を示唆するものではありません。本書中の情報・意見等が、今後修正・変更されたとしても、当行は当該情報・意見等を改定する義務や、これを通知する義務を負うものではありません。当行は貴社の顧問、代理人又は受託者として行動するものではありません。貴社が本書中に記載された投資、財務、法律、税務、会計上の問題・リスク等を検討するに当たっては、貴社において取引の内容を確実に理解するための措置を講じ、別途貴社自身の専門家・アドバイザー等にご相談されることを強くお勧めいたします。本書は、当行又は当行関連会社からの金融商品・証券等の引受又は購入の申込又は勧誘を構成するものではなく、公式又は非公式な取引条件の確認を行うものではありません。本書および本書中の情報は秘密であり、当行の文書による事前の同意がない限り、その全部又は一部をコピーすることや、配布することはできません。

